



成迫社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-88-2862
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行
松本事務所 TEL 0263-38-7300
長野事務所 TEL 026-291-4160
飯田事務所 TEL 0265-25-0261



～令和3年度 要件変更・要件追加になった助成金～

昨年よく利用されていた助成金の中で、令和3年度大きく要件変更・要件追加になった助成金があります。コロナ禍の中、本年度も利用が見込まれますので、主な要件をご案内させていただきます。

助成金名	主な要件 令和3年4月から
(旧) 小学校休業等対応助成金 (雇用保険未加入者)	制度延長なし
(旧) 小学校休業等対応助成金 (雇用保険加入者) ↓ ◆新型コロナウイルス感染症対応特別 (雇用保険加入者)	【新設】 労働者1人あたり5万円 (上限10人まで) ① 1人につき4時間以上の有給での休暇を与えること ② ①の制度を規定化 ③ 小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の制度の周知 (例：テレワーク勤務・短時間勤務制度 他)
(旧) 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース(雇用保険加入者)・休暇取得支援助成金(雇用保険未加入者) ↓ ◆両立支援等助成金 母性健康管理措置による休暇取得支援コース(雇用保険加入者) 【新設】 ◆母性健康管理措置による休暇制度導入助成金 (雇用保険加入者・未加入者)	【変更】 労働者1人あたり 28.5万円(上限5人まで) ① 妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(賃金相当額の6割以上支給)を整備すること ② 有給休暇制度の内容と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置等を周知 ③ 休暇を合計して20日以上取得させること(令和2年5月7日から令和4年1月31日までの間) 【新設】 (支給額)1事業場1回限り 15万円 ① 妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(賃金相当額の6割以上支給)を整備すること ② 有給休暇制度の内容と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置等を周知 ③ 休暇を合計して5日以上取得させること(令和3年4月1日から令和4年1月31日までの間) ※併給調整あり
働き方改革推進支援助成金 ※労働時間短縮・年休促進コース	【要件追加】 導入する休暇制度は有給(年次有給休暇とは別)であること

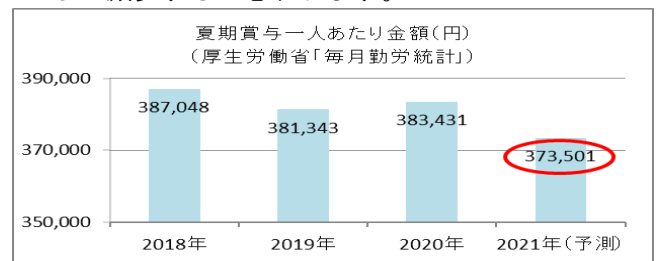
新型コロナウイルス感染拡大の終息が見えない中です。雇用調整助成金も要件変更が令和3年5月1日からあり、7月以降の要件がまだ提示されておりません。しかしこれらの助成金を活用しながら、自社にあった休暇制度等の整備及び雇用維持をご検討される場合は弊社担当までご相談下さい。

原 季子

<2021年 夏の賞与予測まとめ>

各社の予測は、コロナ禍による業績悪化により昨冬に続き減少の見込み。支給自体を見送る事業所の増加も予想されるため、不支給事業所も含めた全労働者の平均はさらに減少すると思われます。

	金額	前年比	出典
三菱UFJリサーチ&コンサルティング	374,654	▲2.3%	「経済レポート」2021年4月7日付
みずほリサーチ&テクノロジーズ	378,562	▲1.3%	「みずほインサイト」2021年4月15日付
日本総合研究所	※371,161	▲3.2%	「Research Eye」2021年4月8日付
第一生命経済研究所	※369,627	▲3.6%	「Economic Trends」2021年4月8日付



※は金額発表なし 前年比より算出

経理代行